

カリラボハンターズクラブ 会員規則

(目的)

第1条 本クラブは、狩猟活動または有害鳥獣対策活動に必要な支援を提供することで、日本全国の鳥獣害被害を軽減または解決をすることを目的とする。

(会務)

第2条 本クラブは、第1条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 狩猟および有害鳥獣対策の活動に有用な情報の提供
- (2) 会員に対するハンター保険の提供
- (3) その他、狩猟および有害鳥獣対策の活動に有用な事業

(理事長)

第3条 本クラブ会長は、株式会社カリラボ（埼玉県秩父郡横瀬町芦ヶ久保1313-2）の代表が務めることとする。また、会長は本クラブを代表し、会務を統括する。

(会計年度)

第4条 本クラブの会計年度は毎年10月1日に始まり、翌年9月30日に終わる

(会員)

第5条 本クラブの会員は、次の各号のいずれかに該当するもので、クラブの目的、事業に賛同し、入会した個人とする

- (1) 日本国内に居住する者で狩猟活動を実施する者
- (2) 日本国内に居住する者で有害鳥獣対策活動を実施する者
- (3) 日本国内に居住する者で狩猟免許の取得を目指し、狩猟活動・有害鳥獣対策活動の実施を予定する者
- (4) その他会員として理事長が認める者

(入会手続き)

第6条 会員になろうとする者は、所定の入会申し込みを行い、次条に定める年会費を納入することにより会員資格を得ることができる。

(会費)

第7条 年会費は、15,000円（税別）とする。

(会員資格の有効期限)

第8条 会員資格の有効期限は、毎年10月1日から翌9月30日までの1年間とする。 期中に会員になった場合は会員になった場合は、会員になった日から最初に訪れる9月30日までとする。

(会員資格の継続)

第9条 会員資格は、有効期限までに翌年度の会費を納入することで継続することができる。

(会員の権利)

第10条 会員は、第2条に定める会務をサービスとして受けることができる。

(会員の義務)

第11条 会員は、次の事項を遵守しなければならない

- (1) 動物や自然環境に対する尊敬の気持ちを常にもって活動すること。
- (2) 常に法令を遵守し、他に迷惑を及ぼすような行為をしないこと。
- (3) 改名または住所変更等入会申込時の届出事項に変更が生じた場合は、速やかに本クラブに届け出ること。
- (4) 狩猟・有害鳥獣対策活動に関わる賠償事故が発生した場合には、直ちに警察に届け出ること。

(会員資格の喪失)

第12条 会員は、次の各号のいずれかの場合に、会員としての資格を喪失する

- (1) 会員が退会を届け出たとき。
- (2) 指定する期限内に会費を納入しないとき。
- (3) 本クラブの事業を妨げ、または妨げようとしたとき。
- (4) 本クラブの事業に関して不正の事実があったとき。
- (5) 会員が志望したとき。
- (6) その他、理事長が退会が相応と判断したとき。

(会員の権利喪失)

第13条 前条の規定により、会員資格を喪失したときは、会員としての一切の権利を失う。この場合、すでに納入した会費については返還しない。

(補則)

第14条 この規定に定めるもののほか、この規定の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附則

この規定は、令和8年6月1日から施行する。